

障がい者虐待に関する専門部会報告書

令和6年3月

1 専門部会設置の目的

福岡市における障がい者虐待対応に関する関係機関・民間団体等との連携協力体制の整備を行うとともに、障がい者虐待対応時の実務的な課題等について協議することを目的とする。

2 開催状況

	開催日	議題
第1回	令和6年3月12日	・令和4年度における障がい者虐待の実績について ・虐待と判断し難い支援困難ケースの整理について

3 議題について

(1) 令和4年度における障がい者虐待の実績について

・令和4年度における福岡市の障がい者虐待(養護者・施設従事者・使用者)の通報及び対応状況について説明。

(2) 虐待と判断し難い支援困難ケースの整理について

・令和4年度の本部会において、区障がい者基幹相談支援センター(以下「区基幹センター」という。)が虐待の相談を受け、虐待防止センターに通報する際に、情報収集やアセスメントについて適切に行うためのチェックリスト(案)について協議した際、専門部会委員より、障がい者虐待が疑われる場合は、事実を幅広く聞き取り、通報してもらうべき」などといった意見があった。

・上記意見を踏まえ、チェックリストについて、区基幹センターが支援や相談の中で、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、通報する際に、必要な情報の有無を確認するためのツールとして内容を修正し、専門部会で協議した。